

徳島県訪問看護支援センターだより

公益社団法人徳島県看護協会

第29号

令和6年6月

日頃は、皆様方大変お世話になっております。令和6年度は医療・介護報酬改定がありました。当センターではこれからも訪問看護ステーションの実情に応じた事業や研修を実施することを通して、徳島県の訪問看護の質の向上を目指したいと考えています。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

【ご注意ください】退院時共同指導加算について

退院時共同指導加算の算定要件については以下のように決まっています。どちらの算定要件についても共同指導を行うのは「訪問看護ステーションの看護師等(准看護師は除く)」となっています。共同指導に訪問看護ステーションから准看護師のみが参加し、算定要件が成立しない事案が発生しています(他要件にもよる)。そのような場合、訪問看護ステーションのみならず、共同指導する医療機関や居宅介護支援事業所も算定ができなくなります。以上のことから退院時共同指導への参加スタッフの再度の確認をお願いします。

介護保険訪問看護 算定の要件

病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院に入院中又は入所中の者が退院又は退所するに当たり、指定訪問看護ステーションの看護師等(准看護師を除く。)が、退院時共同指導(当該者又はその看護に当たっている者に対して、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の主治の医師その他の従業者と共同し、在宅での療養上必要な指導を行い、その内容を提供することをいう。)を行った後に、当該者の退院又は退所後に当該者に対する初回の指定訪問看護を行った場合に、退院時共同指導加算として、当該退院又は退所につき1回(特別な管理を必要とする利用者については、2回)に限り、所定単位数を加算する。(以下略) 出典：指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示 厚生労働省告示第八十六号 令和六年三月十五日

医療保険訪問看護 算定の要件

退院時共同指導加算は、指定訪問看護を受けようとする者が主治医の所属する保険医療機関又は介護老人保健施設若しくは介護医療院に入院中又は入所中である場合において、その退院又は退所に当たって、当該訪問看護ステーションの看護師等(准看護師を除く。)が、当該主治医又はその所属する保険医療機関、介護老人保健施設又は介護医療院の職員とともに、当該指定訪問看護を受けようとする者又はその看護に当たっている者に対して、在宅での療養上必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合に、初日の指定訪問看護の実施時に1回に限り算定する。(以下略) 出典：訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について 厚生労働省保険局 令和6年3月5日保発0305第12号

令和6年度診療報酬・介護報酬改定 Q&A

令和6年度に医療・介護報酬改定が行われました。訪問看護支援センターに寄せられた質問をご紹介しますので、運営の参考にしてください。

質問	質問内容
【緊急時訪問看護加算】	介護保険における訪問看護 緊急時訪問看護加算について提出しなければならない書類は何か。
	回答 改定以前に、緊急時訪問看護加算574単位/月を算定していて、緊急時訪問看護加算(Ⅱ)574単位/月を算定するのであれば改めての届出は必要なし。新設の緊急時訪問看護加算(Ⅰ)600単位/月を算定するのであれば別紙16の届出が必要である。看護師等以外の職員が電話連絡の対応を行う場合は対応マニュアル(看護師等以外の職員が利用者又はその家族等からの電話等による連絡及び相談に対応する際のマニュアル)も添付する。別紙16は徳島県のホームページに掲載されている。(県長寿いきがい課の協力を得て回答)

【24 時間対応体制 加算】	質問内容
	医療保険における訪問看護 24 時間対応体制加算について、届出は必要か。提出書類は何か。
	回答
	改定以前に、24 時間対応体制加算 6,400 円/月を算定している場合、(新)ロ イ以外の場合 6,520 円/月は自動的にロになるので届出不要である。(新)イ 24 時間対応体制における看護業務の負担軽減の取組を行っている場合 6,800 円/月を算定するのであれば届出が必要である。改定以前に、24 時間対応体制加算 6,400 円/月を算定していない場合は、(新)イ、(新)ロともに届出が必要である。6 月 1 日以降算定するには、別紙様式 2 の届出が必要である。以下に掲載ページを案内。四国厚生支局>申請・届出等の手続案内>指定訪問看護事業所の指定>指定訪問看護ステーションの基準の届出(令和 6 年度改定様式)(四国厚生支局の協力を得て回答)

【理学療法士等に よる訪問看護の評 価の見直し】	質問内容①
	理学療法士等による訪問看護の評価の見直しの算定要件について、「イ 当該訪問看護事業所における前年度の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による訪問回数が、看護職員による訪問回数を超えていること」とは全利用者総数について比較するのか。利用者 1 人 1 人で比較するのか。
	回答
	訪問回数の比較は、理学療法士等の訪問看護費を算定していない利用者も含め、訪問看護費を算定している全利用者の総数である。減算の対象は理学療法士等の訪問看護費を算定している利用者である。前年度の令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日までの 1 年間の訪問回数で比較する。(県長寿いきがい課の協力を得て回答)
	質問内容②
	理学療法士等による訪問看護の評価の見直しの算定要件について、「ロ 緊急時訪問看護加算、特別管理加算及び看護体制強化加算をいずれも算定していないこと」とは、ステーション全体のことなのか、利用者 1 人 1 人のことなのか。
	回答
	理学療法士等が訪問看護費を算定する利用者 1 人 1 人で判断するのではなく、訪問看護費を算定している利用者全総数(理学療法士等の訪問看護費を算定していない利用者も含む)で判断する。訪問看護ステーションが看護体制強化加算を算定していれば減算なし。訪問看護ステーションが看護体制強化加算を算定していない場合、訪問看護費を算定している利用者(理学療法士等の訪問看護費を算定していない利用者も含む)が 1 人でも緊急時訪問看護加算又は特別管理加算を算定していれば減算なし。理学療法士等の訪問回数が多ければ加算の有無にかかわらず減算になる。看護職員の訪問回数が多い場合は、加算がなければ減算する。加算があれば減算なし。算定月の前 6 か月間の加算実績の有無で判断する。(令和 6 年 6 月から算定するなら令和 5 年 12 月 1 日～令和 6 年 5 月 31 日までの 6 か月間)(県長寿いきがい課の協力を得て回答)

出典:厚生労働省「令和 6 年度介護報酬改定における改定事項について」(一部抜粋)
<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001230329.pdf>

理学療法士等による訪問看護の評価の見直し (全体イメージ)			
○ 次の基準のいずれかに該当する場合に以下の通り減算する			
① 前年度の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問回数が、 看護職員による訪問回数を超えていること			
② 緊急時訪問看護加算、特別管理加算及び看護体制強化加算を いずれも算定していないこと			
訪問看護費			
理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問		②緊急時訪問看護加算、特別管理加算、看護体制強化加算	
		算定している	算定していない
①訪問回数	看護職員≧リハ職	—	8 単位減算 (新設)
	看護職員<リハ職	8 単位減算 (新設)	8 単位減算 (新設)

令和6年度 訪問看護支援センター研修案内

申込締切の近い研修を掲載しています。徳島県看護協会ホームページからお申し込み下さい。

研修名コース No	開催日及び申込締切	主な内容	講師
小児訪問看護・重症心身障がい児(者)看護研修 3111 申込締切 7月10日	7月24日(水) 9:20~15:30	在宅療養児の療育支援制度の活用 ／在宅療養児の疾患と病態生理/ 緊急時の対応	県医療的ケア児等支援センター コーディネーター 渡部 尚美 かさまつ在宅クリニック小児在宅 医長 笠松 由華 徳島赤十字ひのみね医療療育セ ンター リハビリテーション課 理学療法係長 廣島 伸哉
	9月10日(火) 10:00~14:00	小児シミュレーターを用いた演習 ／在宅における人工呼吸器管理に ついて	徳島赤十字ひのみね医療療育セ ンター 看護師長／在宅ケア認定看護師 中野 顕作 (株)フィリップス・ジャパン 糸井 広記
	10~11月(1日間)	実習(医療施設、訪問看護事業 所)	各施設 指導者
	12月5日(木) 10:00~15:00	小児の退院支援の実際と課題／小 児訪問看護の実際／看護師に求め られること／振り返り	徳島大学病院 小児医療センター 看護師長 大西 真理子 徳島市医師会訪問看護ステー ション 管理者／在宅ケア認定看護師 大川 由紀
小児訪問看護・重症心 身障がい児(者)看護研修 3112【公開講座】	7月24日(木) 11:00~12:30 申込締切 7月10日	在宅療養児の疾患と病態生理／緊 急時の対応	かさまつ在宅クリニック 小児在宅医長 笠松 由華
在宅看護ス キルアップ 研修	制度報酬の理解 【基礎編】3104 【Zoom開催】 【オンデマンド】	7月20日(土) 13:00~15:00 申込締切 7月6日	訪問看護の制度・報酬の仕組み/令 和6年度医療保険・介護報酬の改 正ポイント 徳島市医師会訪問看護ステー ション 管理者／在宅ケア認定看護師 大川 由紀
	制度報酬の理解 【実践編】3105 【Zoom開催】 【オンデマンド】	9月28日(土) 13:00~15:00 申込締切 9月14日	適切な訪問看護の活用と適正な実 施の確保(実地指導)／機能強化・ 看多機／令和6年度医療保険・介 護報酬のポイント② 他
	認知症看護 3106	9月12日(木) 13:00~16:00 申込締切 8月29日	高齢者の虐待について／認知症の 人の意思決定支援 徳島赤十字病院 老人看護専門看護師 前田 春香
安定経営支 援研修 訪問看護安 心・	【入門編】3203	7月30日(火) 13:00~16:00 申込締切 7月16日	訪問看護 ST を取り巻く経営環境/ 経営の基礎知識／経営と理解の実 践活用／訪問看護の質の向上と情 報の共有について みんなのかけつけ訪問看護ス テーション 代表取締役／看護師 藤野泰平
	【実践編】 3204	10月21日(月) 13:00~16:00 申込締切 10月7日	訪問看護 ST 経営と事業計画(予算 管理)の理解／経営安定化に向けた 取り組み／訪問看護事業の質の評 価／コーチング、承認／組織作り ／管理者の育成・評価 他

研修名コース No	開催日及び申込締切	主な内容	講師
訪問看護事業所・医療機関に勤務する看護師の相互研修 3113 申込締切 7月 25日	8月 8日(木) 9:20~16:20	地域包括ケアシステム構築に関する国・県の動向/在宅療養を支えるための看・看連携/病院における在宅療養に向けての取組/患者支援センターと多職種連携・課題について/地域包括ケアシステムにおける看護師の役割/在宅療養における病院と訪問看護の連携について/地域包括ケアシステムにおける訪問看護師の役割と課題について/訪問看護における携帯型エコーの活用/携帯型エコーの基礎/シミュレーターを用いて携帯型エコーによる膀胱内尿量測定を体験	徳島県保健福祉部 医療政策課 課長補佐 多田 和代 徳島県立中央病院 患者支援センター 看護師長 濱崎 昌子 徳島市医師会訪問看護ステーション 管理者/在宅ケア認定看護師 大川 由紀 あおぞら内科訪問看護ステーション 管理者在宅ケア認定看護師 吉野 牧子 ソノジー 代表 山口 睦弘 日本シグマックス株式会社 上野 雄幸
	実習 (9/1~10/31)	1日以上希望日数	医療機関、訪問看護ステーション指導者
	11月 27日(水) 9:30~12:00	演習/病院・在宅で看護職として療養者の暮らしを支えるために何ができるのか/これまでの振り返り、今後の取組について	公益社団法人徳島県看護協会 複合型サービス事業所あい 管理者 藤原 都志子
訪問看護BCP策定 フォローアップ支援 事業 3201 申込締切 7月 11日	①7月 25日(木) 13:30~16:30 【Zoom開催】	訪問看護 BCP/BCM ステップ 1~3	社会医療法人甲友会 西宮協立訪問看護センター 管理者/訪問看護認定看護師 稲葉 典子
	②9月 12日(木) 13:30~16:30 【Zoom開催】	訪問看護 BCP/BCM ステップ 4~6	ファシリテーター 公益社団法人徳島県看護協会 地域ケア部門統括 訪問看護認定看護師 邊見 知恵子
	③10月 26日(土) 13:30~15:30	訪問看護 BCP 共有、連携型 BCP、徳島県の相互応援協定について等	公益社団法人徳島県看護協会 訪問看護ステーション阿南 在宅ケア認定看護師 中分 秀美
訪問看護ステーションの運営に必要な研修	【介護保険】 【オンデマンド】 3205	配信期間 11月 11日 ~12月 26日 申込締切 8月 11日	介護保険制度における指導監督 訪問看護ステーションの運営指導 (実施指導) 運営指導事例等 令和 6 年度介護報酬改定
	【医療保険】 【オンデマンド】 3206	配信期間 11月 11日 ~12月 26日 申込締切 8月 11日	医療保険制度における指導、監督 医療保険の制度、指定訪問看護、訪問看護ステーションの基準、届出、訪問看護療養費の留意事項、令和 6 年度診療報酬改定、指導・監査、事例等

※ 受講料は徳島県委託・補助事業のため無料です。諸経費 1,000 円のみ必要です。
詳しくは徳島県看護協会のホームページ、及び令和 6 年度教育計画冊子をご覧ください。



※【お問い合わせ】徳島県訪問看護支援センター

TEL : 088-631-5544 FAX : 088-632-1084

訪問看護支援センター